

令和8年度

第2回

狂犬病予防集合注射

及び**犬の登録、変更等**の受付を行います！

狂犬病は、犬だけではなく人間を含めた全ての哺乳類にうつる感染症で、感染した犬に咬まれるなどした後に、発症したらほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。

狂犬病は世界中で毎年およそ5万人以上が死亡しており、咬まれる被害にあった人の40%は15歳以下の子どもです。

1 日程と会場

日程：令和8年10月6日（火） 9：00～12：00

会場：南種子町トレーニングセンター（各地区の巡回は行いません。）

※当日、会場では登録台帳変更等（新規登録・死亡受付）も受け付けます。

（新規登録、死亡登録等の申請をされる方は印鑑（認め印）もご持参下さい。）

2 飼い主の3つの義務

狂犬病の流行を防ぐために、飼い主には次の3つのことが狂犬病予防法により義務付けられています。

- ① 市区町村に飼い犬を登録すること
- ② 年1回狂犬病予防注射を受けること
- ③ 飼い犬に鑑札と注射済票をつけること

なお、上記義務を怠った場合は、20万円以下の罰金が課せられる場合があります。

※飼い主の住所や氏名が変わった場合、犬が亡くなった場合も届け出が必要です。



3 注射料金等

【登録済の飼犬の場合】

3,400円（注射料金2,850円＋注射済票交付手数料550円）

【未登録の飼犬の場合】

6,400円（新規登録料金3,000円＋注射料金2,850円＋注射済票交付手数料550円）

4 問診票を忘れずに

登録済飼犬の飼い主の方に、狂犬病予防集合注射の通知と問診票を同封していますので、必要事項を記入のうえ注射会場にお持ちください。



【お問い合わせ先】

南種子町 暮らし保健課 環境衛生係
電話 26-1111（内線134）